

社団法人四万十町観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人四万十町観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高岡郡四万十町本町5番1号に置く。

2 この法人は、総会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、四万十町の観光地の紹介宣伝及び観光施設の充実改善を図り、観光事業の振興及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光資源の開発と調査研究
- (2) 観光客の積極的誘致
- (3) 観光地及び観光に関する紹介宣伝並びに観光事業に関する情報の収集
- (4) 観光案内所の運営
- (5) 観光事業団体との連携
- (6) 観光土産品の改善及び育成指導
- (7) 観光関係従事者の待遇の改善
- (8) 観光関係施設の整備及び改善
- (9) 前各号に掲げる事業に付随する収益事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種類)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる2種とし、正会員をもって民法(明治29年法律第89号)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、前条に掲げる事業を援助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正当な理由がなく2年以上会費又は賛助会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、総会において議決する前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 14人以上16人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。必要がある場合は、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所属する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他の特別な関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なくその旨を高知県知事（以下「知事」という。）に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（職務）

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の意を受けてこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を分担して処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会及び理事会又は知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又は招集すること。

（任期等）

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいてその役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求が合ったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第21条 総会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数及び表決権)

第23条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 正会員は、総会においてそれぞれ1個の表決権を有する。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定に基づき書面表決又は表決委任を行った正会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議長及び議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 臨時総会の招集に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第30条 理事会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による招集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第29条第3項第2号又は第3号の規定により開催された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(定足数)

第32条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第33条 理事会については、第24条から第26条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「総数及び出席者数」とあるのは「現在数、出席者数及び出席者氏名」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第34条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第35条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得て、その事業年度開始後3月以内に知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第38条 前条前段の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じて、収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定に基づく収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出の一部とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得て、その事業年度終了後3月以内に知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、総会の議決の日から2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第40条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第41条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(公益事業以外の事業)

第42条 この法人が公益事業以外の事業に関する重要な事項を決定しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員

の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散するとき有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の整備)

第48条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等に関する書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 役員及び職員の名簿及び履歴書並びに役員の就任承諾書
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 事業計画書及び収支予算書

(10) 前各号に掲げるもののほか、必要な帳簿及び書類

第9章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 窪川町観光協会の会員及び一切の資産は、この法人が継承する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところとし、その任期は、第15条第1項本文の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及びこれに伴う収支予算は、第37条前段の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成13年3月31日までとする。
- 6 平成15年 6月 3日 一部改正。
- 7 この定款の変更は平成19年4月1日より施行する。